【ご参考】 被相続人居住用家屋等確認書申請書 添付書類早見表(様式 1-2 用)

この早見表は、「被相続人居住用家屋等確認申請書」の「必要な書類の一覧」の内容を簡略化してまとめたものです。<u>添付書類の詳細については、確認申請書や国のパンフレット等をご確</u>認ください。

■ ①被相続人の住民票の除票の写し(原則コピー不可)



相続開始日と、被相続人(亡くなった人)が相続開始の直前まで当該家屋に住んでいたことの確認に使用します。

【取得できる場所】

- ·高崎市役所 1 階市民課
- ·各支所市民福祉課
- ・各市民サービスセンター
- ※被相続人が老人ホーム等に入所していた場合で、入所後に施設 を移った場合は、「<u>戸籍の附票の写し</u>」が必要です。

■ ②相続人の住民票の写し(原則コピー不可) <家屋・敷地を相続した人全員分が必要>



当該家屋に被相続人以外の居住者がいなかったことの確認に使用します。

【取得できる場所】

- ・相続人の住所地の市町村役場
- (高崎市に住所がある場合は、高崎市役所 1 階市民課、各支所市 民福祉課、各市民サービスセンター)
- ※相続開始直前の住所、または被相続人が老人ホーム等に入所する直前の住所が確認できない場合、「<u>戸籍の附票の写し</u>」が必要です。

■ ③敷地の売買契約書のコピー



敷地が譲渡された日の確認に使用します。

※引き渡し日が確認できない場合は、「<u>登記事項証明書</u>」で確認し ます。

裏面もご覧ください

■ ④家屋の閉鎖事項証明書、敷地の登記事項証明書(原則コピー不可)



いわゆる「登記簿謄本」です。

相続人の数の確認に使用します。

【取得できる場所】

- ·前橋地方法務局 高崎支局 (高崎市東町 134-12 高崎地方合同庁舎内)
- ※登記事項証明書の提出が難しい場合や、換価分割の場合は、 「遺産分割協議書」等が必要です。

■ ⑤家屋の閉鎖事項証明書(原則コピー不可)

家屋が取り壊された日の確認に使用します。

④で取得していれば、重複して取得する必要はありません。

④と同じ

- ※家屋が未登記の場合は、「<u>解体工事の請負契約書のコピー</u>」と、 工事費用の「**請求書**」や「領**収書**」で確認します。
- ⑥家屋・敷地が相続開始から譲渡までの間に使用されていなかったことを確認する書類 <(i)(ii)のどちらか1点>

(i)電気・水道・ガスのいずれか1つの使用中止日が確認できる書類



使用中止日が相続開始日以降のものが必要です(様式自由)。

【取得できる場所】

- ・電気、ガスは各事業者に依頼してください。
- ・水道は、高崎市役所1階料金課にご相談ください。

(ii)相続人と媒介契約を締結した宅地建物取引業者による広告のコピー



(i)が取得できない場合は、相続人と当該家屋の媒介契約を締結した宅地建物取引業者による広告等のコピーが必要です。

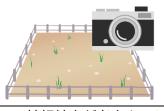
【必要な記載事項】

- ・当該家屋の現況が空き家であること
- ・当該家屋を解体する予定ががあること

【取得できる場所】

・宅地建物取引業者に依頼してください

■ ⑦更地になっている敷地の写真



敷地が使用されていなかったことの確認に使用します。

家屋の解体後から譲渡までの間に撮影された写真が必要です。 スマホなどで撮影したものは、A4 の紙などに印刷してください。 撮影日を記載してください(手書き可)。

- 被相続人が老人ホーム等に入所していた場合は、追加の添付書類が必要になります。
- 提出された添付書類はお返しできませんので、必要に応じてコピーをお取りください。

【続紙】 被相続人が老人ホーム等に入所していた場合は、下表の書類が追加で必要になります。

■ ⑧被相続人が老人ホーム等に入所していた場合は、以下の(i)~(iii)全てが必要です

(i)介護保険の被保険者証や障害福祉サービス受給者証のコピー等



【いずれか1点のコピー】

- ・介護保険の被保険者証
- ・障害福祉サービス受給者証
- ・要介護認定、要支援認定を明らかにする書類
- ・介護保険法施行規則第 140 条の 62 の 4 第 2 号に該当していたことを明らかにする書類
- ・障害支援区分の認定を受けていたことを明らかにする書類
- ·要介護認定等の決定通知書
- ・要介護認定等を受けたことを証する市区町村作成の書類
- ・要介護認定等に関する記載のある老人ホーム等の記録

など

(ii)施設への入所の契約書のコピー等



被相続人が相続開始の直前に入所・入居していた<u>施設の名称と所</u> <u>在地</u>、その<u>施設が次のいずれに該当するか</u>を明らかにする書類の コピーが必要です。

【施設が次のいずれかに該当】

- ・認知症対応型老人共同生活援助事業が行われる住居
- ・養護老人ホーム
- ・特別養護老人ホーム
- ・軽費老人ホーム
- ・有料老人ホーム
- ·介護老人保健施設
- ·介護医療院
- ・サービス付き高齢者向け住宅
- ・障害者支援施設(施設入所支援が行われるもの)
- ・共同生活援助を行う住居
- (iii)被相続人が相続開始の直前まで家屋を一定使用し、かつ、事業や貸付け、被相続人以外 の居住用に使用していなかったことを証する書類



【いずれか1点】

- ・電気、水道、ガスのいずれか1つについて、<u>契約名義(支払人)※</u> と<u>使用中止日</u>が確認できる書類(<u>使用中止日が相続開始日以降</u> のもの)
- ・当該家屋への外出、外泊等の記録(老人ホーム等が保有するもの)のコピー
- ・当該家屋宛の郵便物
- ※契約名義は原則として被相続人(亡くなった人)です。